

農山村オンリーワンビジネスプラン策定支援事業業務委託 企画提案競技審査会実施要領

(目的)

第1条 農山村オンリーワンビジネスプラン策定支援事業業務委託の企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

(組織及び運営)

第2条 審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員をもって組織する。

- 2 審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部農山村振興課長を充てる。
- 3 審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。
- 4 審査会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

(会議)

第3条 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。

- 2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。
- 3 審査会は、審査員の2分の1以上の出席をもって開催する。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査方法)

第4条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等について、参加者によるプレゼンテーション形式による説明の後、別記審査基準に基づく審査を実施し、その総得点が次条に定める基準点に達した者のうち、最高得点者を委託候補者とする。

- 2 最高得点者が複数となった場合は、項目2（収益化および資金調達支援の具体的手法）の合計点で選定する。なお、それでも同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(基準点)

第5条 基準点は、総得点満点の6割とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表1のとおりとし、各審査項目に表2により評点を付ける。
- 2 評点に係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出する。
- 3 参加者が提出した企画提案書を基に「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組に応じて評価点（その評価基準は表3による）に加点する。
- 4 2及び3の得点を合計したものを各審査員の得点とし、参加者ごとに集計したものを参加者の総得点とする。

表1 審査項目及び係数

項目	係数	点数
1 伴走支援のアプローチとスケジュール		
1.1 伴走支援の基本的な考え方と進め方が妥当か。	1	5
1.2 契約締結から業務完了までの全体スケジュールに無理がないか。	1	5
2 収益化および資金調達支援の具体的手法		
2.1 次年度の事業化に向けた、ビジネスの収益化モデル構築を支援する手法が実践的か。	2	10
2.2 多様な資金調達手法（クラウドファンディング、資本参加、有利な融資等）の検討と、実践的な導入支援・アドバイス手法が優れているか。	2	10
3 初期費用の把握と必要事業費の精査サポート		
3.1 事業化に必要な初期費用の洗い出しと資金計画策定の支援手法が的確か	2	10
3.2 必要事業費の精査（妥当性の確認、見積もりの取り方や見方のアドバイス等）に関する具体的なサポート内容が示されているか。	2	10
4 専門人材の派遣及び先進地視察先の提案・調整		
4.1 提案者が有する専門人材のネットワークやリスト（候補者の経歴や得意分野等）が、地域の課題解決に有効か。	2	10
4.2 現地訪問とオンラインを組み合わせた、効果的な助言・指導の進め方となっているか。	2	10
4.3 先進地視察先の選定基準や、視察先への打診・受入調整の具体的なサポート方法が示されているか。	1	5
5 スケジュール管理		
5.1 支援先からの問い合わせに随時対応するサポート体制や、県との協議プロセスが明確か。	1	5
5.2 業務完了報告書における、伴走支援プロセスや成果の効果的なとりまとめ・可視化の方法が提案されているか。	1	5
6 経費の妥当性		
6.1 上記提案内容を踏まえ、委託額の上限（2,500,000円）の範囲内で事業の執行に必要な金額・内訳として妥当な経費見積りとなっているか。	1	5

表2 評点

評点	5	4	3	2	1
評価	非常に優れている	優れている	要求を満たしている	劣っている	非常に劣っている

【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計＝各審査委員の得点(90点満点)

表3 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各0.5	最大1
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					
合計			10		

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、調整後最大010点）により配点を行うものとする。

とする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。